



## 最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

---

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況

【事実関係等】

○ 当社は、当社の自己勘定による取引(以下「自己売買」という。)における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、売買審査課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っていなかった。また、同課課長から自己売買の審査を任すとされていたディーリング部長も、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。

こうした中、当社は、Aディーラーの約定させる意思がない注文の発注等について、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)から注意を受け、Aディーラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引に係る不公正取引の売買管理システムによる抽出を開始したが、不公正取引に係る検証は依然として不十分であり、Aディーラーによる相場操縦行為を看過するなど、売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っていなかった。

また、当社はその後、東証から2度目の注意を受けたものの、本来の担当である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は継続していた。

さらに、当社副社長(内部管理統括責任者)は、当社の売買審査の人員不足の状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、東証による上記2度の注意を受けても、適切な態勢整備を行っていなかった。

※平成26年6月13日公表

『むさし証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 証券会社は、市場仲介者としての機能に加えて、証券市場における自己売買等を行う市場プレーヤーとして、市場に流動性等をもたらすとともに、資金調達方法の多様化に貢献しているが、その際には、市場仲介者としての信頼を損なわないためにも高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営が求められている。

○ 左記の状況は、自己売買についてチェックを行う売買審査の状況に重大な不備が認められるものであり、当該不備により現に相場操縦行為が看過されるなど、公益及び投資者保護上重大な問題があると認められる。

○ このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

## 1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)及び投資運用業者

### ○船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

#### 【事実関係等】

##### ○ 公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社(証券会社)は、商品ファンドα、商品ファンドβ及び商品ファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行を当社の乙取締役(当時)に行わせていた。そして、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。

こうした中、乙取締役は、商品ファンドαが組み入っていた船舶関連私募債(以下「船舶債」という。)の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンドβへ、更に、船舶債のうち一部分を商品ファンドβから商品ファンドCへ、簿価で売却した。

当社が劣後部分を保有していた商品ファンドA(商品ファンドαに投資)は、投資元本を上回る形で償還されたが、簿価で売却された船舶債は、その後、商品ファンドβ及び商品ファンドCにおいて、その全額が減損処理された。この結果、当社は船舶債の価値下落に伴う損失を免れる一方、商品ファンドβ及び商品ファンドCの背後に存在する一般投資家及び甲年金基金が当該損失を負担することとなった。

当社は、他の取締役らにおいても、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識していたが、上記のような利益相反となる船舶債の売買について、適切な管理・検証を行わず看過しているなど、乙取締役の業務について適切な管理を怠っていた。

##### ○ 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反

当社子会社(投資運用業者)は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、同年金基金の運用資金を商品ファンドCへ投資していた中、上記のとおり、当社は、商品ファンドβに組み入れられていた船舶債を、簿価により商品ファンドCに売却した。

乙取締役は、当社子会社の運用担当取締役でもあったことから、当社子会社は、こうした当社による取引を当然に知り得る立場にあったが、何ら対応を行わず、その結果、甲年金基金に対し損失を与えた。

※平成26年6月13日公表

『ばんせい証券株式会社及びばんせい投信投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

#### 【留意点】

○ 証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として両社に対して検査を行ったもの。

○ 当社における左記の行為は、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、当該船舶債を簿価で取引した行為により、結果的に顧客に損失を生じさせており、極めて重大な問題が認められる。

また、当社とその顧客及び当社子会社の顧客との間で利益相反が生じているにもかかわらず、適切な管理・検証を行っていないことから、こうした当社の行為及び利益相反管理態勢に係る不備は、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。

○ 当社子会社における左記の行為は、投資一任契約を締結し運用していた顧客資産について、含み損が発生している船舶債が簿価で引き取られ、顧客の利益に反する運用が行われていることを把握していたにもかかわらず、何らの対応を取らなかったものであり、「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない。」と規定されている金商法第42条第1項に違反する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

## 2. 第二種金融商品取引業者

○不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況

### 【事実関係等】

○ 当社は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称するB社に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。

そして、当該ファンドにはB社から出資が行われた。

しかしながら、実際には、当社及びB社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、B社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。

このスキームは、当社及びB社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。

※平成26年10月17日公表

『株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

### 【留意点】

○ 適格機関投資家等特例業務は、原則として金商法上の登録が必要な業務について、ファンドへ出資する適格機関投資家の人数を1名以上とする等の要件を満たす場合に限り適用除外として、届出のみで行うことを可能とするものである。

○ 左記のとおり、「適格機関投資家等特例業務」の制度を悪用し、特例業務届出希望者が自ら拠出した資金を、適格機関投資家からの出資であるように装っていた当社の行為は、投資者保護上重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いつき(金商法第52条第1項第9号)」に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

## 2. 第二種金融商品取引業者

### ○不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況

#### 【事実関係等】

○ 当社は、A監査役(平成17年3月の設立時から同26年9月までの間、代表取締役。)の下、設立時以降、貸借対照表に資本金1,000万円を計上するとともに、一定額の架空の現金を計上し続け、同21年2月期の貸借対照表においては、「現金及び預金」の額として約921万円を計上していたが、実際に保有していたのは預金残高として計上した約216万円であり、差額の約705万円については架空の金額となっていた。

こうした中、当社は、第二種金融商品取引業の登録申請書に添付すべき最終の貸借対照表(平成21年2月期)において、「現金及び預金」の額が虚偽の金額であることを認識しながらこれを記載し、登録申請書を関東財務局長宛てに提出することによって、同21年11月16日付けで第二種金融商品取引業の登録を受けたものである。

※平成27年3月6日公表

『日本産業復興基金株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

#### 【留意点】

○ 金商法では、金融商品取引業の登録拒否事由として「登録申請書に添付すべき書類に虚偽の記載があるとき」等を定めている(金商法第29条の4第1項)。

※ このほか、業務の区分に応じた登録拒否事由として、第二種金融商品取引業の場合は、最低資本金要件(1,000万円未満)を定めている。

○ 左記のとおり、登録申請書に添付すべき書類である最終の貸借対照表が虚偽の記載であることを認識しながら、これを関東財務局長宛てに提出することによって、第二種金融商品取引業の登録を受けた当社の行為は、金融商品取引業者として極めて悪質な行為であるとともに、適切な行政対応を妨げる重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正の手段により第29条の登録を受けたとき」(金商法第52条第1項第5号)に該当する。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

### 3. 投資助言・代理業者

#### ○無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況

##### 【事実関係等】

○ 当社は、顧客91名に対し、金融商品取引業の登録を受けていない特定の外国証券業者2社の証券口座で外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)を行うための当社開発の自動売買ソフト(以下「当社ソフト」という。)を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続きをサポートしていた。

一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主でありCEOを務める海外法人を設立し、当社顧客が当社ソフトを利用して行ったFX取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を当該海外法人と当該外国証券業者との間で締結していた。

この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的にFX取引を行うに至っており、当社は、平成23年1月13日から検査基準日(同25年7月9日)までの間、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬を当該海外法人経由で受領していた。

※平成26年5月30日公表

『株式会社チャートマスターに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

##### 【留意点】

○ 当社の左記の行為は、以下の状況をもって、特定の外国証券業者と国内顧客との間のFX取引が成立するよう両者の間に立って尽力する行為を外国証券業者より報酬を得て行っていると認められる。

・ 当社は、顧客に対し、当社があらかじめプログラムした特定の外国証券業者と取引を行うための専用ソフトを開発・販売し、販売後は、当該外国証券業者との取引に必要な口座開設をサポートしている。

・ 当社は、顧客が実際に当該ソフトを利用して取引を行った場合には、当該外国証券会社から、顧客の取引量に応じた手数料を受領している。

○ こうした当社の一連の行為は、業として店頭デリバティブ取引の媒介を行う行為であると認められるため、金商法第29条違反(無登録第一種業)に該当する。

○ 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。

### 3. 投資助言・代理業者

#### ○無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

##### 【事実関係等】

- 当社は、会員制投資情報提供ウェブサイトへの外国の者の発行する証券又は社債券の性質を有するものに表示される権利(以下「海外ファンド」という。)に係る概要説明の掲載及び海外ファンドの購入を希望する会員向けに行う取得申込手続に係るサポート業務(以下「海外ファンド取得支援業務」という。)を行っていたが、平成23年4月には海外ファンド取得支援業務を国内別法人に移管させ、前回検査基準日(平成23年5月18日)から今回検査基準日(同26年2月25日)までの間において、当法人の会員(26顧客)に対し、海外ファンドを延べ29件取得させていた。

※平成26年8月1日公表

『株式会社コンサルティング・アルファに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

##### 【留意点】

- 投資助言業者が、発行者のために、有価証券を顧客に取得させる意図又は目的等をもって当該有価証券の商品内容等の説明を行う場合には、有価証券の募集又は私募の取扱いを行うものとして第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することがある。例えば、具体的な有価証券の商品内容等を説明するとともに、発行者等から顧客による当該有価証券の取得と連動して支払われる報酬を直接又は間接に受け取っている場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。
- 当社の左記の行為は、以下の状況をもって、当社が行っていた業務を移管させた国内別法人(以下「当法人」という。)の名を用いて有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていると認められる。
  - ・ 当社は、移管の前後において、海外ファンド取得支援業務を遂行する態勢に変更はなく、当社が当法人の名を用いて当法人の会員に対し、海外ファンドに係る商品説明等を行い、取得契約を成立させている。
  - ・ その上で、当法人は、海外ファンドの販売会社等との間の契約に基づき、当法人の会員による海外ファンドの取得額に応じた報酬を受領している。
- こうした当社の一連の行為は、投資助言の範囲にとどまらず、発行者のために有価証券の募集又は私募の取扱いを行う行為であると認められるため、金商法第29条違反(無登録第一種業)に該当する。
- 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。

#### 4. 金融商品仲介業者

##### ○外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせている状況

###### 【事実関係等】

- 当社は、外務員の登録を受けたものでなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、外務員の登録を受けていない当社使用人8人に、遅くとも平成23年10月以降、各人それぞれ一定期間、所属金融商品取引業者が取り扱う投資信託の取得勧誘等の外務員の職務を行わせていた。

※平成26年9月26日公表

『株式会社財コンサルティングに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

###### 【留意点】

- 外務員登録制度は、金融商品取引業者等に対し、一定の業務を当該業者のために行う者を外務員として登録することを義務づけることにより、外務員の行為の責任の帰属を明らかにするとともに、登録の欠格要件を定めること及び法令違反等の場合において登録取消しの処分を行うことによって不適格者を排除することを可能とし、これらにより顧客との紛争又は事故の原因となりやすい外務員に対する監督を的確に行うことを目的としたものである。
- ※ 金融商品仲介業者についても、外務員登録制度が準用されている。
- 当社における左記の行為は、外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行かせたことから、金商法第66条の25において準用する同法第64条第2項に違反する。
- また、当社は外務員の登録を受けたものでなければ外務員の職務を行うことができないという認識があったにもかかわらず、当社使用人に投資信託の取得勧誘等を行わせていた行為は、投資者保護上極めて問題があると認められる。
- 今後も、本件のような事実が認められた場合には、厳正に対処していく。